

## 弁護士報酬早見表

以下の金額には消費税が含まれます。また、着手金と報酬金は、それぞれ見込まれる利益と実際に得た利益とに従い、別個に算出します。

### 民事事件の着手金及び報酬金（第16条）

経済的利益	着手金及び報酬金
金50万円以下の場合	$15\% \times 1.05$
金50万円を超え、金100万円以下の場合	$(12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 1.05$
金100万円を超え、金300万円以下の場合	$(10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 1.05$
金300万円を超え、金500万円以下の場合	$(8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 1.05$
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	$(7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 1.05$
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	$(5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 1.05$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$(4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 1.05$
金1億円を超え、金10億円以下の場合	$(3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 1.05$
金10億円を超える場合	$(2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 1.05$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金10万5000円）

### 契約締結交渉（第18条）

経済的利益	着手金及び報酬金
金50万円以下の場合	$(15\% \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}) \times 1.05$
金50万円を超え、金100万円以下の場合	$[(12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金100万円を超え、金300万円以下の場合	$[(10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金300万円を超え、金500万円以下の場合	$[(8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	$[(7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	$[(5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$[(4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金1億円を超え、金10億円以下の場合	$[(3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$
金10億円を超える場合	$[(2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 0.2 + \text{金}3万\text{円}] \times 1.05$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万2500円）

### 督促手続事件（第19条）

経済的利益	着手金（5%の場合）	着手金（10%の場合）
金50万円以下の場合	$(0.75\% + \text{金}5万\text{円}) \times 1.05$	$(1.5\% + \text{金}5万\text{円}) \times 1.05$
金50万円を超え、金100万円以下の場合	$\{ (12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金100万円を超え、金300万円以下の場合	$\{ (10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金300万円を超え、金500万円以下の場合	$\{ (8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	$\{ (7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	$\{ (5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$\{ (4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金1億円を超え、金10億円以下の場合	$\{ (3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$
金10億円を超える場合	$\{ (2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 5\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$	$\{ (2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 10\% + \text{金}5万\text{円} \} \times 1.05$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万2500円。）

経済的利益	報酬金	報酬金（手形・小切手）
金50万円以下の場合	$15\% \times 0.35$	$15\% \times 0.175$
金50万円を超え、金100万円以下の場合	$(12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 0.35$	$(12\% + \text{金}1万5000\text{円}) \times 0.175$
金100万円を超え、金300万円以下の場合	$(10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 0.35$	$(10\% + \text{金}3万5000\text{円}) \times 0.175$
金300万円を超え、金500万円以下の場合	$(8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 0.35$	$(8\% + \text{金}9万5000\text{円}) \times 0.175$
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	$(7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 0.35$	$(7\% + \text{金}14万5000\text{円}) \times 0.175$
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	$(5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 0.35$	$(5\% + \text{金}34万5000\text{円}) \times 0.175$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$(4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 0.35$	$(4\% + \text{金}84万5000\text{円}) \times 0.175$
金1億円を超え、金10億円以下の場合	$(3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 0.35$	$(3\% + \text{金}184万5000\text{円}) \times 0.175$
金10億円を超える場合	$(2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 0.35$	$(2\% + \text{金}1184万5000\text{円}) \times 0.175$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。）

手形・小切手訴訟事件（第20条）

経済的利益	着手金及び報酬金
金50万円以下の場合	15%×0.525
金50万円を超え、金100万円以下の場合	(12%+金1万5000円)×0.525
金100万円を超え、金300万円以下の場合	(10%+金3万5000円)×0.525
金300万円を超え、金500万円以下の場合	(8%+金9万5000円)×0.525
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	(7%+金14万5000円)×0.525
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	(5%+金34万5000円)×0.525
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(4%+金84万5000円)×0.525
金1億円を超え、金10億円以下の場合	(3%+金184万5000円)×0.525
金10億円を超える場合	(2%+金1184万5000円)×0.525

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万2500円。）

任意整理事件（第27条）

（1） 弁護士が債権取立・資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	15%×1.05
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	(10%+金25万円)×1.05
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	(8%+金45万円)×1.05
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(6%+金145万円)×1.05
金1億円を超える場合	(5%+金245万円)×1.05

（2） 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	3%×1.05
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(2%+金50万円)×1.05
金1億円を超える場合	(1%+金150万円)×1.05

手数料（第37条）

（1） 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金10万5000円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金7万円)×1.05
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5%+金22万円)×1.05
		金3億円を超える場合	(0.3%+金82万円)×1.05

（2） 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金10万5000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金7万円)×1.05
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.3%+金28万円)×1.05
			金3億円を超える場合	(0.1%+金88万円)×1.05
遺言書作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金21万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金17万円)×1.05
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.3%+金38万円)×1.05
			金3億円を超える場合	(0.1%+金98万円)×1.05
遺言執行	基本	基本	金300万円以下の場合	31万5000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(2%+金24万円)×1.05
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(1%+金54万円)×1.05
			金3億円を超える場合	(0.5%+金204万円)×1.05

会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	金1000万円以下の場合	$4\% \times 1.05$
		金1000万円を超え、金2000万円以下の場合	$(3\% + \text{金}10\text{万円}) \times 1.05$
		金2000万円を超え、金1億円以下の場合	$(2\% + \text{金}30\text{万円}) \times 1.05$
		金1億円を超え、金2億円以下の場合	$(1\% + \text{金}130\text{万円}) \times 1.05$
		金2億円を超え金20億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}230\text{万円}) \times 1.05$
		金20億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}630\text{万円}) \times 1.05$